

岐阜県公報

号外(六) 平成二十七年十二月二十八日

目次

警察告示

岐阜県警察本部長が取り扱う個人情報に関する規程の一部
改正

(広報県民課)

ページ
一

警察告示

岐阜県警察告示第一号

岐阜県警察本部長が取り扱う個人情報に関する規程(平成十八年岐阜県警察告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日

岐阜県警察本部長 岡 真 臣

第四条第一項第二号中「本人に代わって代理人」を「法定代理人」に、「当該代理人を「当該法定代理人」に改め、同項に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が請求するとき 当該代理人に係る第一号の書類(法人にあつては、当該法人の登記事項証明書)並びに本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

児童福祉法

「未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別」

1 未成年者の法定代理人 2

成年被後見人の法定代理人

「代理人の区分」

1 未成年者
3 本

成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人の委任による代理人(特定個人情報の開示請求に限る。)

児童福祉法

「未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人の別」を「代理人の区分」に

平成二十七年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社